



部品公認申請書

ECU / 燃料ポンプアセンブリー

年 月 日

一般財団法人 日本モーターサイクルスポーツ協会 御中

会社名 :

社印

(電話番号)

申請者名 :

印

下記部品について公認申請をいたします。

1. 部品名			
2. 型式	型式 :		
	部品番号 :		
	打刻開始No. : (J-GP3のみ記載)		
3. 対象種目	<input type="checkbox"/> ロードレース用 ・ <input type="checkbox"/> モトクロス用 ・ <input type="checkbox"/> トライアル用 ・ <input type="checkbox"/> その他 :		
4. 対象クラス ※ロードレースのみ記入	<input type="checkbox"/> GPフォーミュラ (J-GP3) ・ <input type="checkbox"/> SPフォーミュラ (ST1000)		
5. 適用機種	メーカー		車名
6. 申請分類	<input type="checkbox"/> 新型 ・ <input type="checkbox"/> 継続		初回公認 年 月 日
7. 国内出荷予定台数	年 月 日現在		台
8. 発売(予定)日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 発売 ・ <input type="checkbox"/> 発売予定
9. 販売元(総輸入元)			
10. 製造元			
11. 価格	¥	<input type="checkbox"/> 税込 ・ <input type="checkbox"/> 税別	

- 《添付書類》 1) 諸元表 1部 6) 誓約書 1部 (J-GP3のみ)
 2) 写真 各1部 7) カタログまたはパーツリスト 10部
 3) ECU外観図面またはサブ・コンピュータ外観図面
 4) ECUサンプルパーツ3基(J-GP3のみ)
 5) 燃料ポンプアセンブリー外観図面(アセンブリー、ポンプ単体、レギュレータ)とサンプルパーツ3基(J-GP3のみ)

《備考》公認部品申請基準

1) 数量 下記のいずれかに適合していること。

1-1 国内出荷台数

カテゴリー	数量
ロードレース、モトクロス、トライアル	10個以上

- 2) 申請者は生産会社および輸入会社代表者、または担当責任者とする。
 3) 公認申請書は定例技術委員会開催月の20日までに事務局へ送付されていなくてはならない。
 4) 部品公認の有効期限は公認発行した年を含む5年間とし、5年目の12月末日までとする。
 5) ロードレース用部品で、同一部品を2種目以上に申請する場合は、種目ごとに別々に申請しなければならない。

受付月日	委員長確認	発効月日	有効期限	公認番号



諸元表

ECU / 燃料ポンプアッセンブリー

一般財団法人 日本モーターサイクルスポーツ協会 御中

年 月 日

部品名			
公認発効日		MFJ公認番号	

1. ECU

点火方式				
<input type="checkbox"/> いずれかに☑印 <input type="checkbox"/> ECU <input type="checkbox"/> サブ・コンピュータ	メーカー			
	型式			
	部品番号	打刻開始No.	(J-GP3のみ記載)	
	設定回転数	rpm	公差	+ rpm
	(J-GP3のみ記載)		(J-GP3のみ記載)	

2. 燃料ポンプアッセンブリー

燃料ポンプ方式				
燃料ポンプASSY	メーカー			
	型式			
	部品番号	打刻開始No.		
	燃圧	bar		
レギュレータ	メーカー			
	型式番号			



添付書類
ECU ①

年 月 日

部品名		型式	
-----	--	----	--

写真貼付
横面(左右)

写真貼付
(コネクタ一部分)



添付書類
ECU ②

年 月 日

部品名		型式	
-----	--	----	--

写真貼付
(上面)

※ECU型式・認識番号(ECU本体に記載してある内容)を追記してください。

型式:

部品番号:

認識番号:

写真貼付
(底面)



誓約書

ECU(J-GP3用)

年 月 日

一般財団法人 日本モーターサイクルスポーツ協会 御中

部 品 名 :

標記、公認部品の公認申請にあたり、下記事項を厳守することを誓約致します。

住 所 :

(電話番号)

会社名 :

社印

申請者名 :

印

— 記 —

1. 部 品 名

2. 型 式

部品番号

打刻開始No.

誓約事項

- 1) 標記の公認部品は、MFJ公認規定に適合していることを証明いたします。
 - (1) 出荷台数 数量
 - (2) エンジンコントロールユニット(ECU)は設定回転数
- 2) 電子的なコントロール部品は、そのコントロール機能を使用者が可変できないことを証明する。
- 3) 一般財団法人 日本モーターサイクルスポーツ協会が、定期または不定期に行う品質検査に従います。
- 4) 一般財団法人 日本モーターサイクルスポーツ協会が行うどの検査に対しても、規定の検査料金を支払います。
- 5) 申請者が公認申請と異なる製品の供給し、その違反が立証された場合、国内規律裁定委員会にて審議され当該申請者の資格停止および公認の取り消し、抹消、または1000万円以下の罰金を科すものとする。



添付書類
燃料ポンプアッセンブリー①

年 月 日

部品名		型式	
-----	--	----	--

写真貼付
横面(左右)

写真貼付
(コネクタ一部分)



添付書類
燃料ポンプアッセンブリー②

年 月 日

部品名		型式	
-----	--	----	--

写真貼付
(上面)

写真貼付
(底面)



誓約書

燃料ポンプアッセンブリー

年 月 日

一般財団法人 日本モーターサイクルスポーツ協会 御中

部 品 名 :

標記、公認部品の公認申請にあたり、下記事項を厳守することを誓約致します。

住 所 :

(電話番号)

会社名 :

社印

申請者名 :

印

— 記 —

1. 部 品 名

2. 型 式

部品番号

打刻開始No.

誓約事項

- 1) 標記の公認部品は、MFJ公認規定に適合していることを証明いたします。
 - (1) 出荷台数 数量
 - (2) 燃料ポンプアッセンブリーの燃圧
- 2) 電子的なコントロール部品は、そのコントロール機能を使用者が可変できないことを証明する。
- 3) 一般財団法人 日本モーターサイクルスポーツ協会が、定期または不定期に行う品質検査に従います。
- 4) 一般財団法人 日本モーターサイクルスポーツ協会が行うどの検査に対しても、規定の検査料金を支払います。
- 5) 申請者が公認申請と異なる製品の供給し、その違反が立証された場合、国内規律裁定委員会にて審議され当該申請者の資格停止および公認の取り消し、抹消、または1000万円以下の罰金を科すものとする。